（仮訳）

ロシア連邦大統領令

ロシア連邦領内における情報リソースの稼働を維持するための暫定的措置について

いくつかの外国国家の非友好的行動に対する喫緊の措置を講じる必要性に鑑み、ロシア連邦市民およびロシ法人を所有者とする情報リソースのロシア連邦領内における稼働を維持する目的で、以下を決定する：

１．本令発効日から10日以内に、ロシア連邦領内に所在する情報処理センターの所有者であって、連邦国家機関、ロシア連邦構成主体の国家機関、地方自治機関、国営もしくは地方自治体公営の単一企業または国家もしくは地方自治体機関ではない者は、当該のデータ処理センターの現有のスペースおよび能力の10%分を取り置くものとする。取り置かれたスペースおよび能力は、当該のデータ処理センターによって使用され続け、デジタル発展・生活の質および企業活動条件改善のための情報技術利用に関する政府委員会附属情報通信技術分野施設連続稼働確保小委員会（以下、小委員会ともいう）の決定にもとづき、当該決定が下された日から１日以内に、ロシア連邦領内における情報リソースの稼働を維持するために提供されなければならない。

２．ロシア連邦領内に所在するデータ処理センターの取り置かれたスペースおよび能力を小委員会の決定にもとづいて提供するサービスに対する支払額は、小委員会が定める上限額を超えてはならない。

３．いくつかの外国国家の非友好的行動を受けてのロシア連邦領内の情報リソースの稼働維持のため、ロシア連邦保安庁の同意を得た小委員会の決定にもとづき、ロシア連邦領外に所在する計算能力を一時利用することが認められる。

４．ロシア連邦政府は：

a）デジタル発展・生活の質および企業活動条件改善のための情報技術利用に関する政府委員会内に情報通信技術分野施設連続稼働確保小委員会を設置する；

b）以下が承認されるようはからう：

デジタル発展・生活の質および企業活動条件改善のための情報技術利用に関する政府委員会附属情報通信技術分野施設連続稼働確保小委員会規程；

ロシア連邦内に所在するデータ処理センターのスペースおよび能力をロシア連邦領内の情報リソースの稼働を維持するために提供する義務の根拠となる決定、ならびにロシア連邦領外に所在する計算能力の一時利用を認めることの根拠となる決定を、デジタル発展・生活の質および企業活動条件改善のための情報技術利用に関する政府委員会附属情報通信技術分野施設連続稼働確保小委員会が下す手順；

c）本令を実行するために必要な措置を講じる。

５．ロシア連邦デジタル発展・通信・マスコミ省は：

a）連邦国家機関、ロシア連邦構成主体の国家機関、地方自治機関、国営もしくは地方自治体公営の単一企業または国家もしくは地方自治体機関ではない者がその所有者であるロシア連邦内に所在するデータ処理センターの使われていないスペースおよび能力を調査・把握する；

b）情報リソースの信頼性および連続稼働の確保についての、情報リソース所有者が遵守するべき必須要

求事項を承認する。

６．本令はそれが公布された日を以て発効する。

ロシア連邦大統領　V. プーチン

モスクワ、クレムリン
2026年11月２日
第802号